

自動販売機設置事業者選定にかかる入札に関する質問回答書

回答日：令和3年12月17日

【質問1】

自動販売機の月別利用本数の開示はされるか。

【回答1】

令和2年度及び令和3年度（11月分まで）の月別販売本数は別紙のとおりです。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により例年に比べて施設利用者が少ないことを考慮に入れて参考としてください。

【質問2】

コロナ禍で環境が目まぐるしく変化する中、緊急事態宣言などで施設利用が営業停止、入場制限などの措置を取られた場合、使用電気代、行政財産使用料の免除等の柔軟な対応は頂けるか。

【回答2】

「市有施設に設置する清涼飲料水等自動販売機に関する要綱」等に基づき、電気料金及び行政財産使用料を設置事業者に負担いただいているところです。新型コロナウイルス感染症等に關係し、施設利用に入場制限等の措置が執られた事例もありますが、免除等は行っておりません。なお、入場制限等の期間中、設置事業者自らの判断で電源を抜く等の措置を施した事例はあります。

【質問3】

納付率の最高率による選定とあるが、プロポーザル形式の入札対応の考えはあるか。

【回答3】

「市有施設に設置する清涼飲料水等自動販売機に関する要綱」に基づき、12.0%以上の売上金納付率により入札を執行しています。来年度以降の選定方法については、他都市の事例も参考しながら検討していくこととなります。